



日本のかたち③

風薫る五月の古寺で、日本人の優しさを見る。大輪の花を咲かせる営みが実れば、多くの人に長く愛(め)でて欲しいと、陽や雨を防ぐために、広い花園一面にこのような傘をたてる。自然を愛し、巡りくる四季を愛し、訪れる人へのもてなしに苦勞をいとわない心は、日本の伝統として伝え守られているかたちなのだ。このような豊かな精神性は、国の危機に際しても日本人は失っていない。東北においてもしかり！自分は日本人であることを誇りに思う。(奈良・当麻寺にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 被扶養者認定の取り扱いについて
- 健康保険 厚生年金保険保険料は納付期限までに納めましょう！
- 健康保険料および厚生年金保険料の納付について
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・今年も被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします
 - ・外来診療でも「限度額適用認定証」がご利用いただけます
- インターネットサービス「ねんきんネット」で将来の年金額を試算できるようになりました！

職場内で回覧しましょう

被扶養者認定の 取り扱いについて



健康保険では、被保険者本人の業務外の事由による病気・けが・死亡または出産について保険給付が行われますが、被保険者以外にその扶養家族にも、病気・けが・死亡または出産について保険給付が行われます。

この扶養家族のことを健康保険では「被扶養者」といいますが、その「被扶養者」となるためには、一定の要件に該当していなければならないほか、該当していることを年金事務所に届け出て認定を受けることが必要です。

今回は、健康保険の被扶養者の認定の取り扱いについて説明します。

被扶養者の範囲

(1) 主として被保険者の収入によって生計を維持している次の人

ア 被保険者の直系尊属

被保険者の父母、祖父母、曾祖父母ですが、配偶者の父母等は次の(2)で説明します「3親等内の親族」に入ることになります。

イ 被保険者の配偶者

配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にある人、すなわち内縁関係にある配偶者も含まれます。

ただし、この場合の内縁とは届け出をすれば当然に法律上の配偶者となり得る状態にある人でなければなりません。

ウ 被保険者の子、孫および弟妹

子とは、民法上の実子、養子のことをいいます。

(2) 主として被保険者の収入によって生計を維持し、かつ被保険者と同一世帯に属している次の人

ア 前記ア、イ、ウ以外の3親等内の親族

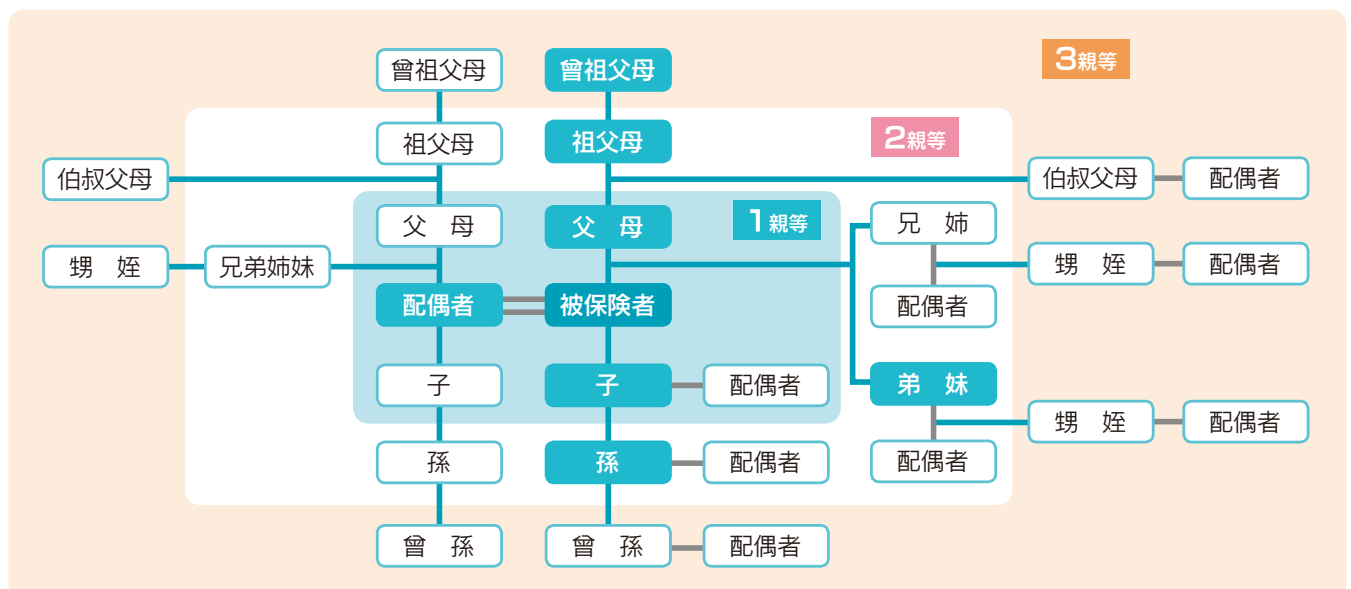
イ 内縁関係にある配偶者の父母および子

これらの親族等の場合は、(1)の親族と違って「被保険者と同一世帯に属していること」というもう一つの要件が必要となります。

「同一世帯」とは、「被保険者と住居および家計を共にする」とこととされています。

なお、3親等の親族については別図を参考にしてください。

【3親等内の親族図】



■ の人は生計維持の関係が条件です

□ の人は生計維持の関係と同一世帯が条件です

生計維持の基準

前記「被扶養者の範囲」の説明で、「主として被保険者の収入によって生計を維持している人」の認定は、次の基準で取り扱うこととされています。

- (1) 認定の対象となる家族（以下「認定対象者」といいます）が被保険者と同一世帯に属している場合は、原則として認定対象者の収入がないか、または恒常的な年間の収入の額が130万円未満で、被保険者の年収の半分未満であるときは被扶養者となります。
ただし、認定対象者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、年収が130万円未満で、被保険者の年収を上回らないときは、その世帯の生計の状況を総合的にみて、被保険者が生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは被扶養者として取り扱われます。
- (2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合は、認定対象者の収入がないか、または恒常的な年間の収入の額が130万円未満であって、かつ被保険者からの援助金（仕送り額）より少ないときは原則として被扶養者として取り扱われます。
- (3) 認定対象者が60歳以上の人である場合、またはお

おむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合については、収入の基準が180万円未満とされています。

以上、(1)から(3)までの基準によって取り扱われるのが原則ですが、実際には、生活実態がさまざまです。で、(1)から(3)までの取り扱いにより認定を行うことが生活実態に著しくかけ離れたものとなり、社会通念上妥当性を欠くと認められる事例については、その具体的な事情に照らして最も妥当と認められる取り扱いをすることになります。

このようなことから、被保険者、事業主の皆さんは被扶養者の届け出をされる場合、「健康保険被扶養者（異動）届」の各項目についてもれなく正確に記入し、届け出るように留意しましょう。

また、20歳以上60歳未満の配偶者が被扶養者に認定された場合は、国民年金第3号被保険者となりますので、「健康保険被扶養者（異動）届」と複写帳票になっております「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）・資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更（訂正）届」についても正しく記入し、あわせて届け出るようにしましょう。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

健康保険

厚生年金保険

保険料は納付期限までに納めましょう！

毎月納めていただいている健康保険・厚生年金保険料は、医療費や年金の支払いのための大切な財源となっています。

事業主の皆さまには制度の趣旨を十分にご理解いただき、納付期限までに必ず納めていただきますようお願いいたします。

社会保険料の納入には便利で確実な
「口座振替」をぜひご利用ください

社会保険料は、毎月金融機関の口座から自動振替により納入していただくことができます。

※くわしくは、年金事務所へお問い合わせください。

健康保険料および厚生年金保険料の納付について

被保険者の皆さまとご家族の医療費や公的年金の支払いは、皆さまが毎月納めている健康保険料および厚生年金保険料を財源に、支えあって運営している制度です。このため、保険料を納付期限までに納めていただくことが大切です。

社会保険料の納入には便利で確実な「口座振替」
をぜひご利用ください

毎月の保険料を、指定の金融機関の預金口座から自動口座振替で納めていただきますと、金融機関などの窓口に行く手間が省けるうえ、納付忘れもなく、大変便利です。

※くわしくは、年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

今年も被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします

協会けんぽでは、保険給付の適正化および高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、昨年と同様に、5月末から7月末までの間、被扶養者資格を再確認させていただきます。

保険料負担の軽減につながる大変重要な事務ですので、ご多用中大変恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

実施スケジュール

送付期間：平成25年5月末から6月末（順次送付）

提出期限：平成25年7末日

再確認の対象となる方

協会けんぽ加入の全被扶養者（ただし、次に掲げる方は対象外です）

ア 平成25年4月1日において18歳未満の被扶養者

イ 平成25年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者

※すべての被扶養者が上記アまたはイに該当する場合、再確認が不要となるため、事業主の方へ被扶養者状況リストは送付いたしておりません。

※上記ア、イに該当する方についても、氏名等がプリントされていますが、**確認不要**のため被扶養者資格の**再確認の必要はありません**（備考欄に「確認不要」と表示してあります）。

※平成25年5月15日現在（年金事務所で入力完了したもの）の被扶養者がプリントされています。

提出方法

リストにて被扶養者資格の再確認後、リストに事業主印を押印し、「協会提出用」を提出

被扶養者状況リスト
「協会提出用」

※削除となる被扶養者がいない場合、被扶養者状況リストのみご提出ください

***削除となる被扶養者がいる場合のみ、被扶養者調書兼異動届をあわせて提出**

同封の異動届「正・副」に、削除となる被扶養者の氏名等を記入し、削除となる被扶養者の保険証を添付のうえ同封



被扶養者調書
兼異動届
「正・副」



保険証

※保険証の回収にご協力をお願いいたします

くわしくは、「被扶養者状況リスト」に同封いたしましたリーフレット、協会けんぽのホームページをご覧ください。

ご存じですか？

高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健保組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出されますが、こうした支援金等（皆さまが納められた保険料によるものです）は、原則としておのこの制度の加入者（被保険者および被扶養者）の人数に応じて算出されます。

そのため、本来、健康保険の被扶養者から削除しなければならない方が届け出を行っていないと、その被扶養者分についても協会けんぽの支援金の額に追加され、皆さまの保険料負担も増えることになります。

【参考】平成24年度実績

削除人数：約9万人（全国） 約8,300人（大阪支部）

高齢者医療制度への支援金の負担軽減額（効果額）：約35億円



協会けんぽが実施する被扶養者資格の再確認時以外の「健康保険被扶養者（異動）届」は年金事務所に直接提出となります。すみやかな届け出にご協力をお願いいたします。



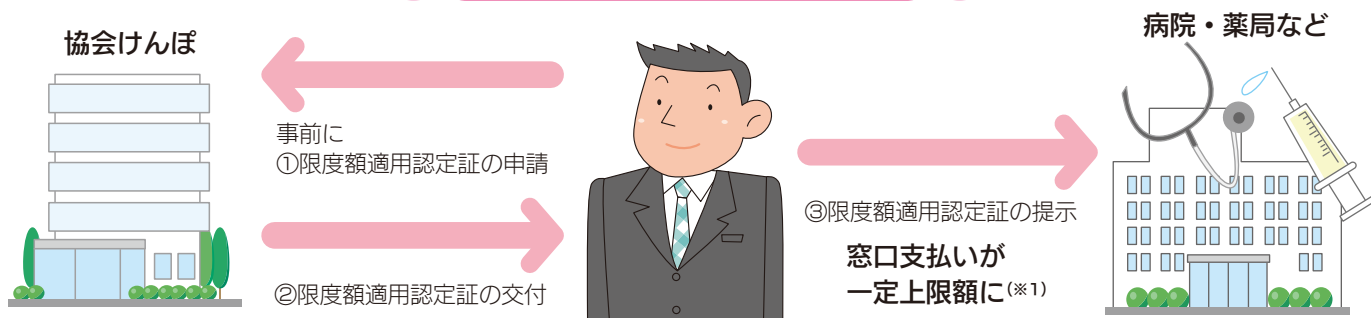
全国健康保険協会
協会けんぽ

協会けんぽからのお知らせ

外来診療でも 「限度額適用認定証」がご利用いただけます

昨年4月から従来の入院に加え、外来診療でも「限度額適用認定証」を「健康保険証」とともに医療機関等の窓口に掲示すれば、限度額を超える分を支払う必要がなくなり、支払額を軽減できます。ぜひご利用ください。

高額な診療を受けるとき



※1 窓口支払いの上限額(月あたり)は、所得、年齢に応じて異なります。金額はホームページをご参照ください。

受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
70歳未満の方	「限度額適用認定申請書」により認定証の申請	「限度額適用認定証」を窓口に掲示してください
70歳未満の方 (被保険者が市区町村住民税非課税の場合)	「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」により認定証の申請(※2)	「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口に掲示してください
70歳以上75歳未満の方	必要ありません (高齢受給者証で限度額適用認定証と同様の扱いとなります)	「高齢受給者証」を窓口に掲示してください
70歳以上75歳未満の方 (被保険者が市区町村住民税非課税の場合)	「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」により認定証の申請(※2)	「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口に掲示してください

※2 「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」による申請の際は、申請書に市区町村長から非課税であることの証明を受けるか、別に非課税証明書を添付してください。

高額な診療を受けられる方に、限度額適用認定証の利用をご案内ください

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

インターネットサービス「ねんきんネット」で

将来の年金額を試算 できるようになりました！

ライフプランに合わせて
年金額の試算ができます！

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の
年金額はいくらになるの？」

「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度
の年金を受け取れるの？」

など、グラフでわかりやすく表示します。

※すでに老齢年金をお受け取りの方
はご利用いただけませんので、あ
らかじめご了承ください。



記録の「もれ」や「誤り」の
発見が容易になります！

いつでも、最新の年金記録が
確認できます！

「ねんきん定期便」や
「年金振込通知書」などの
内容がご自宅で確認できます！



具体的な年金見込額試算の例

これまで

ねんきんネット

中高年の方



58歳男性の例

ねんきん定期便での見込額(※)
61歳～64歳 795,000円
65歳～ 1,812,500円

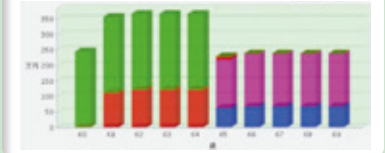
※60歳以降、厚生年金に加入され
ていない前提

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
65歳まで
給与 240,000円

見込額（在職老齢年金）

61歳～64歳 637,500円
65歳～ 1,910,700円



若年の方



33歳女性の例
(厚生年金に13年加入)

ねんきん定期便での見込額(※)
380,600円

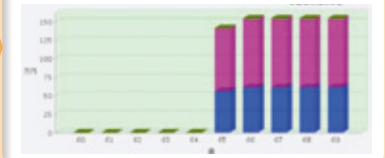
※これまでの加入実績のみでの
見込額

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
60歳まで
給与 200,000円

60歳まで加入後の見込額

1,356,000円

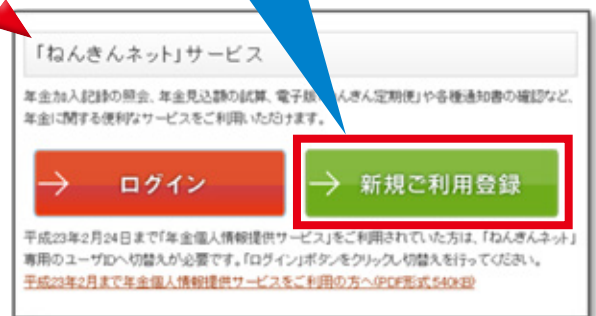


まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

1. 日本年金機構のホームページにアクセス



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。
※画面イメージは変更される場合があります。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット (申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

- 登録には基礎年金番号が必要となります。
※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。
- アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。
※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



- アクセスキーとは…
お客さまの誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。
- ①アクセスキーをお持ちの方
アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。
なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。
- ②アクセスキーをお持ちでない方
アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。
なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ

0570-058-555
050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144